

中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について (案)

平成 13 年 2 月 9 日環境保健部会決定
 平成 14 年 6 月 11 日一部改定
 平成 14 年 9 月 13 日一部改定
 平成 18 年 2 月 10 日一部改定
 平成 19 年 10 月 17 日一部改定
 平成 21 年 10 月 28 日一部改正
 平成 23 年 2 月 25 日一部改正
 平成 25 年 6 月 28 日一部改正
 平成 26 年 4 月 18 日一部改正
 平成 28 年 1 月 14 日一部改正
 平成 28 年 月 日一部改正

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)に基づき、環境保健部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 化学物質審査小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質審査小委員会」を置く。
- (2) 化学物質審査小委員会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条の規定に基づく新規化学物質に係る判定等その他同法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項に関する調査審議を行う。
- (3) 化学物質審査小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 石綿健康被害救済小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害救済小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害救済小委員会は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項(石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るものを除く。)について調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害救済小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

3. 石綿健康被害判定小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

4. 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」を置く。
- (2) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策(循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るも

のを除く。) についての審議を行う。

(3) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画についての審議を行う。

(4 ~~3~~) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5. 化学物質評価専門委員会

(1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「化学物質評価専門委員会」を置く。

(2) 化学物質評価専門委員会は、化学物質環境安全性総点検調査その他化学物質の環境リスク評価に係る重要な事項に関する調査を行う。

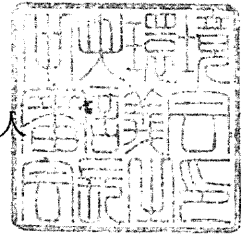
(3) 化学物質評価専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。



中環審第908号
平成28年4月5日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 相澤 好治 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について
(水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定に係る審議について)
(付議)

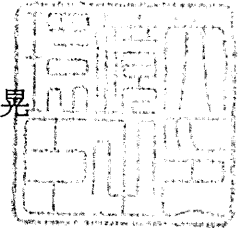
平成26年3月17日付け諮問第374号をもって環境大臣から当審議会に対してなされた諮問のうち、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定に係る審議について、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。



諮問第 374号
環保安発第 1403171号
平成 26年 3月 17日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
石原 伸晃



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（諮問）

環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水銀は、様々な排出源から排出され、全世界の環境中を循環するなかで生物に蓄積し、人や野生生物に有害な影響を及ぼすおそれが指摘されている。先進国では水銀の使用・排出は減少しているものの、開発途上国においては依然として水銀が使用・排出されており、世界的な取組による水銀の適正管理及び排出削減が課題となっている。

このような認識の下、平成25年10月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」（以下「条約」という。）が採択されたところである。

条約では、産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

このため、条約を踏まえた今後の水銀対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。

<参考 1>水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）（抄）

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

（主務大臣等）

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

<参考 2>水銀に関する水俣条約（抄）

第二十条 実施計画

1 締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画については、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。

2 締約国は、国内の事情を考慮し、かつ、締約国会議による手引その他の関連する手引を参照して、自国の実施計画を再検討し、及び更新することができる。

3 締約国は、1 及び 2 に規定する作業を行うに当たり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。

4 締約国は、また、この条約の実施を円滑にするため、地域の計画についても調整することができる。

